第１回熊本市行政区画等審議会
会　議　資　料

日時　平成２１年１１月２日（月）　１０時００分～
場所　ＫＫＲホテル熊本「有明・不知火」

目　　次

【議事】

⑴会議の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

⑵政令指定都市制度について【概要説明】・・・・・・・・・・・・・・・　９

⑶スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

⑷行政区画の編成及び区役所位置の検討に当たっての留意点について・・１９
（既存政令指定都市の例）

⑸合併市町村の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

⑹合併協議会からの協議結果及び報告について・・・・・・・・・・・・・２９

〔　議　事　〕

（１）　会議の運営について

熊本市行政区画等審議会要綱

制定　平成２１年９月２４日　市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）第３条の規定に基づき、熊本市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、政令指定都市移行時に必要となる区の編成等に関する事項について調査・審議を行い、その結果を答申するものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員３０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験のある者

(2)　熊本市、城南町又は植木町の議会の議員

(3)　熊本市、城南町又は植木町の住民

(4)　市内の公共的団体等から推薦された者

(5)　関係行政機関の職員

(6)　前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　会議は、公開とする。ただし、公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行う場合は、公開しないことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、政令指定都市推進室において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２１年９月２４日から施行する。

２　この要綱の施行後最初の会議は、市長が招集する。

熊本市行政区画等審議会　委員名簿

委員区分	氏　　名	備考
学識経験者	赤星（あかほし）　香世子（かよこ）	熊本学園大学教授
	上野（うえの）　眞也（しんや）	熊本大学教授
	桑原（くわばら）　隆広（たかひろ）	熊本県立大学教授
	崎元（さきもと）　達郎（たつろう）	熊本大学顧問
	林（はやし）　美貴（みき）	崇城大学講師
議会議員	竹原（たけはら）　孝昭（たかあき）	熊本市議会議長
	江藤（えとう）　正行（まさゆき）	熊本市議会議員
	上村（うえむら）　恵一（けいいち）	熊本市議会議員
	牧野（まきの）　光明（みつあき）	植木町議会議長
	戸内（とのうち）　敏（さとし）	城南町議会議長
住民代表	岩永（いわなが）　則勝（のりかつ）	熊本市富合町区長会会長
	植村（うえむら）　米子（よねこ）	熊本市地域婦人会連絡協議会会長
	大久保（おおくぼ）　太郎（たろう）	熊本経済同友会代表幹事
	大澤（おおさわ）　一史（かずふみ）	城南町嘱託員会会長
	織田（おだ）　幹夫（みきお）	熊本市小学校校長会会長
	新立（しんだて）　順子（じゅんこ）	熊本市民生委員児童委員協議会会長
	中尾（なかお）　保徳（やすのり）	熊本商工会議所会頭
	堀（ほり）　義徳（よしのり）	植木町嘱託員会会長
	南（みなみ）　景子（けいこ）	城東校区第12町内自治会長
	村上（むらかみ）　一也（かずや）	熊本市農業協同組合代表理事組合長
	森（もり）　徳和（のりかず）	熊本市PTA協議会会長
	森（もり）　日出輝（ひでき）	熊本市農業委員会会長
	吉村（よしむら）　一郎（いちろう）	熊本市社会福祉協議会会長
	米村（よねむら）　昌昭（まさあき）	熊本市消防団長
行政関係	楢木野（ならぎの）　史貴（ふみたか）	熊本県総務部市町村総室長
	池部（いけべ）　正剛（せいごう）	熊本県警察本部警務部参事官
	喜安（きやす）　和秀（かずひで）	国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長
	祐名（すけな）　三佐男（みさお）	熊本地方法務局登記官

熊本市行政区画等審議会傍聴要領

制定　平成２１年９月２４日　市長決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、熊本市行政区画等審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第２条　会議を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

（傍聴の制限）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1)　凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品を持っている者

(2)　看板、張り紙、プラカード、旗、メガホンその他示威宣伝の用に供される物品を持っている者

(3)　酒気を帯びていると認められる者

(4)　前３号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

（傍聴人の数の制限）

第４条　熊本市行政区画等審議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2)　会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

(3)　会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

(4)　飲食又は喫煙をしないこと。

(5)　会長の指示に反する行為をしないこと。

(6)　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第６条　傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを静止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

２　傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

（補則）

第７条　この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成２１年９月２４日から施行する。

（２）政令指定都市制度について

【概要説明】

（２）　政令指定都市制度について【概要説明】

１　政令指定都市制度

（１）政令指定都市とは

政令指定都市制度は、大都市行政の合理的な執行と市民福祉の向上を図るため、事務配分、関与、組織、財政の各面において一般の市とは異なる特例が定められており、現行地方自治制度上において最も自立度の高い制度となっている。

かつては都市規模の大きさから市町村制がなじまなくなった大阪・名古屋・京都・横浜・神戸の五大市に例外として認められた制度であるが、北九州市の移行（Ｓ３８．４．１）を契機として一般的になり、最近では国の市町村合併支援プランで指定要件が緩和されたため、政令指定都市に移行する自治体が増えている。

（２）政令指定都市の要件

「政令で指定する人口５０万以上の市」とされている（地方自治法第２５２条の１９第１項）が、指定に当たっては、大都市制度の趣旨を踏まえ、人口８０万人以上で将来的に人口１００万人程度が期待でき、既存の政令指定都市と比較して遜色がない人口その他の行政規模、都市的態様、行財政能力を有するとみられる都市が指定されている。

一方、改正合併特例法の下で決定された政府の「市町村合併支援プラン」に、平成１７年３月末までに「大規模な合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」ことが盛り込まれ、これにより平成１７年４月には人口７０６，５１３人の静岡市が、平成１８年４月には堺市が、平成１９年４月には新潟市と浜松市が政令指定都市に指定された。

この弾力的な指定は、平成２２年３月末までの合併を対象とした新たな支援プランでも継承され、平成２１年４月には人口６９６，１７２人の岡山市が平成２２年に実施される国勢調査では人口７０万人を超えるということで総務省と協議を行ない、政令指定都市に指定された。また、相模原市が平成２２年４月の政令指定都市移行を目指して現在総務省と協議を進めている。

以上を整理すると、指定要件として以下のことが求められていると考えられる。

指定要件

①大規模な合併を行っていること
②人口その他の行政規模の、都市の機能や水準が既存の指定都市と比較して遜色がないこと
③県からの移譲事務の処理を含め、大都市経営に対応できる行財政能力があること
④行政区を設置運営する体制が整っていること
⑤政令指定都市移行について、県と市の意見が一致していること

２　なぜ政令指定都市を目指すのか

新しい「熊本市」づくりの背景として以下の３つが考えられる。

①地方分権時代の到来

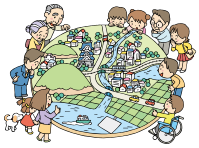

市町村自らの判断と責任のもとに、地域の特性を十分に活かしたまちづくりの実現が期待されている。

②行財政基盤の確立

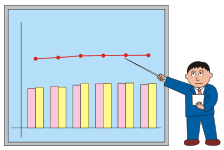

国・地方の財政状況はかつてなく厳しい。このため効率的で強固な行財政基盤の確立が求められる。

③九州における拠点性の確保

九州新幹線鹿児島ルートの全線開業、将来の「道州制」導入などを考えると九州中央の拠点都市づくりが必要。

このような状況の中、行財政基盤がしっかりした、効率的に行財政運営を行う、権限と責任がある自立した自治体であることが必要とされることから本市は**地方制度上、権限と財源が最も充実した「政令指定都市」の実現を目指すものである。**

３　政令指定都市移行の効果

（１）事務配分上の特例（主なもの）

地方自治法に基づき、都道府県が処理する事務の全部又は一部を直接処理することができるほか、個別法に基づき権限が移譲される。

民生分野	○児童自立支援施設の設置（必須）
	○療育手帳の交付に関する事務
	○身体障がい者・知的障がい者更生相談所を設置できる。
	○精神保健福祉センターの設置（必須）
	○精神保健福祉手帳の交付に関する事務
教育文化分野	○県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務
	○土木工事のための埋蔵文化財の発掘に関する届出等に関する事務
国土交通分野	○基幹的都市施設等に係る都市計画の決定
	○市内の国道（指定区間外）及び県道の管理
産業経済分野	○大規模小売店舗の新設、変更の届出及び公告に関する事務
	○中小企業支援事業の実施計画の作成

（２）都道府県の関与の特例

大都市としての自主的、一元的な行政執行を図るため、一般市の事務処理に際し、知事の承認、許可、認可等の関与をなくし、直接大臣の関与になる。

このことから、独自の施策の遂行、住民サービスにおける事務手続きの簡略化、効率化が図られる。

（３）行政組織上の特例（主なもの）

行政区（区役所）の設置や選挙区の変更（区ごとに県議会議員・市議会議員を選出）などがある。

区役所では市民生活に密着した市民サービスのほとんどを受けることができ、さらには区役所に地域のまちづくりの拠点としての機能を持たせることなどにより、地域の実情に合わせた今まで以上にきめ細かな市民サービスが受けられるようになる。

また、政令指定都市に移行すると、各行政区ごとに選挙管理委員会が置かれ、県議会議員及び市議会議員の選出は各行政区ごとに行われる。

なお、県議会議員及び市議会議員の議員定数は、選挙区ごとに条例で定めることとなる。

（４）財政上の特例

大都市にふさわしい行政需要をまかなう財源が確保されるよう特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲与税の増額等の措置がなされる財政上の特例としては、以下のようなものがある。

■増額または新たに見込まれる財源

地方交付税	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税
軽油引取税交付金	自動車取得税交付金	交通安全対策特別交付金
宝くじ販売収益金		

４　区制の概要

⑴区の位置づけ

政令指定都市は、地方自治法第 252 条の 20 に基づき、市長に属する事務を分掌させるため、市域をいくつかの区に分け、区役所を設置するもの（必置）とされている。

その主な目的は、都市規模やその機能・行政組織が大きくなると、市民と行政との距離が遠くなりがちなことから、市域を適切に区画することにより、日常生活に密着した行政サービスを提供するとともに、市行政と住民との距離をより短くし、区域の実情に応じたきめ細やかな施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることにある。

また、都の特別区及び財産区が特別地方公共団体として法人格を有し、それ自体の事務、財産、収支を持つのに比較して、政令指定都市の区は、法人格を持たず、行政区と称される行政上の区画及び内部組織である。

⑵区の事務

区は、市長に属する事務を分掌するとされており、法令で区及び区長が処理すると定められている事務と、事務委任規則により区長が処理する事務（地方自治法第 153 条第 1 項）に大別されるが、具体的にどのような事務を分掌させるかは市の裁量に委ねられている。

既存の政令指定都市では、住民に身近な窓口サービスを中心としている市（小区役所制）と、それに加えて土木・産業振興等も行っている市（大区役所制）がみられる。

また、区ごとに選挙管理委員会が設置される。

多くの政令指定都市の区で取扱われている事務	戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、税、福祉サービス、生活保護、地域振興など
政令指定都市により取扱いの異なる事務	土木（道路、公園、下水道等）、産業振興（商工観光、農林等）など

５　行政区画編成・区役所の位置・区の名称の決定までの流れ

行政区画編成・区役所の設置・区の名称決定に至るまでの一般的な手続きは以下のとおり。

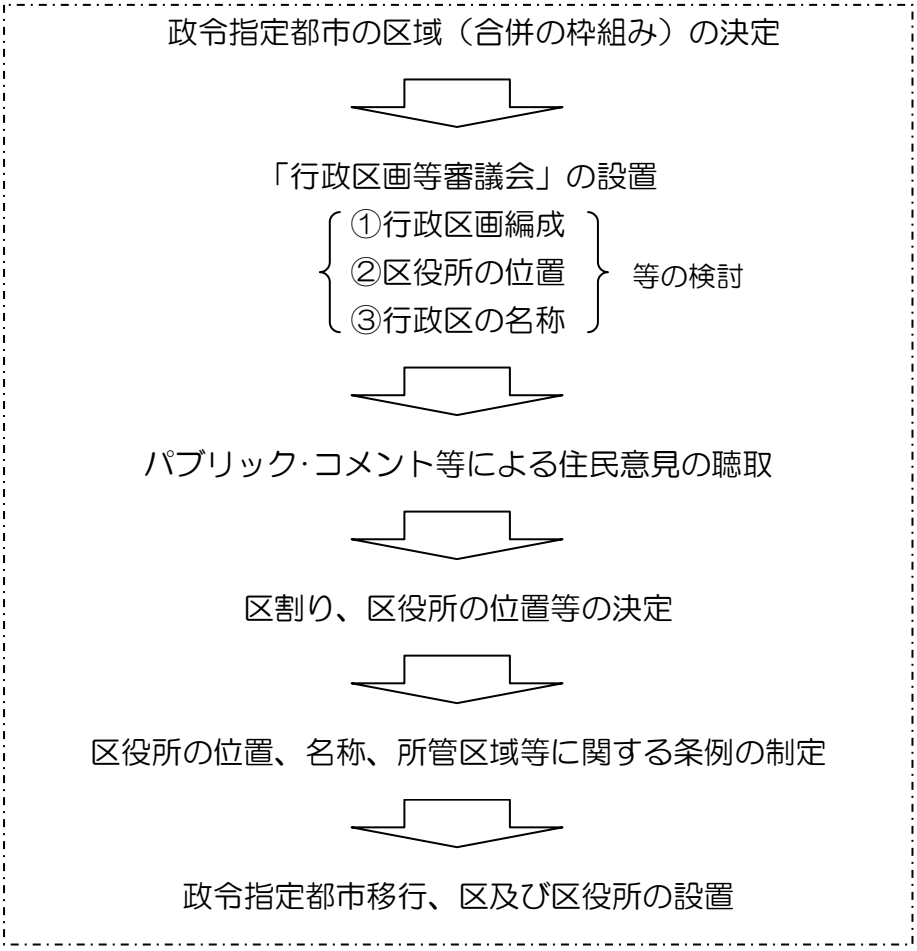

（他都市の行政区画審議会での検討期間）

①岡山市

平成 19 年７月 17 日　　第１回行政区画等審議会
平成 19 年 11 月 20 日　行政区画等審議会　行政区画編成・区役所の位置答申
平成 20 年６月 12 日　　行政区画等審議会　区名答申

②新潟市

平成 17 年４月 27 日　　第１回行政区画等審議会
平成 17 年８月 30 日　　行政区画等審議会　行政区画編成・区役所の位置答申
平成 18 年３月 28 日　　行政区画等審議会　区名答申

（３）　スケジュールについて

（3）スケジュール

政令指定都市移行スケジュール（案）

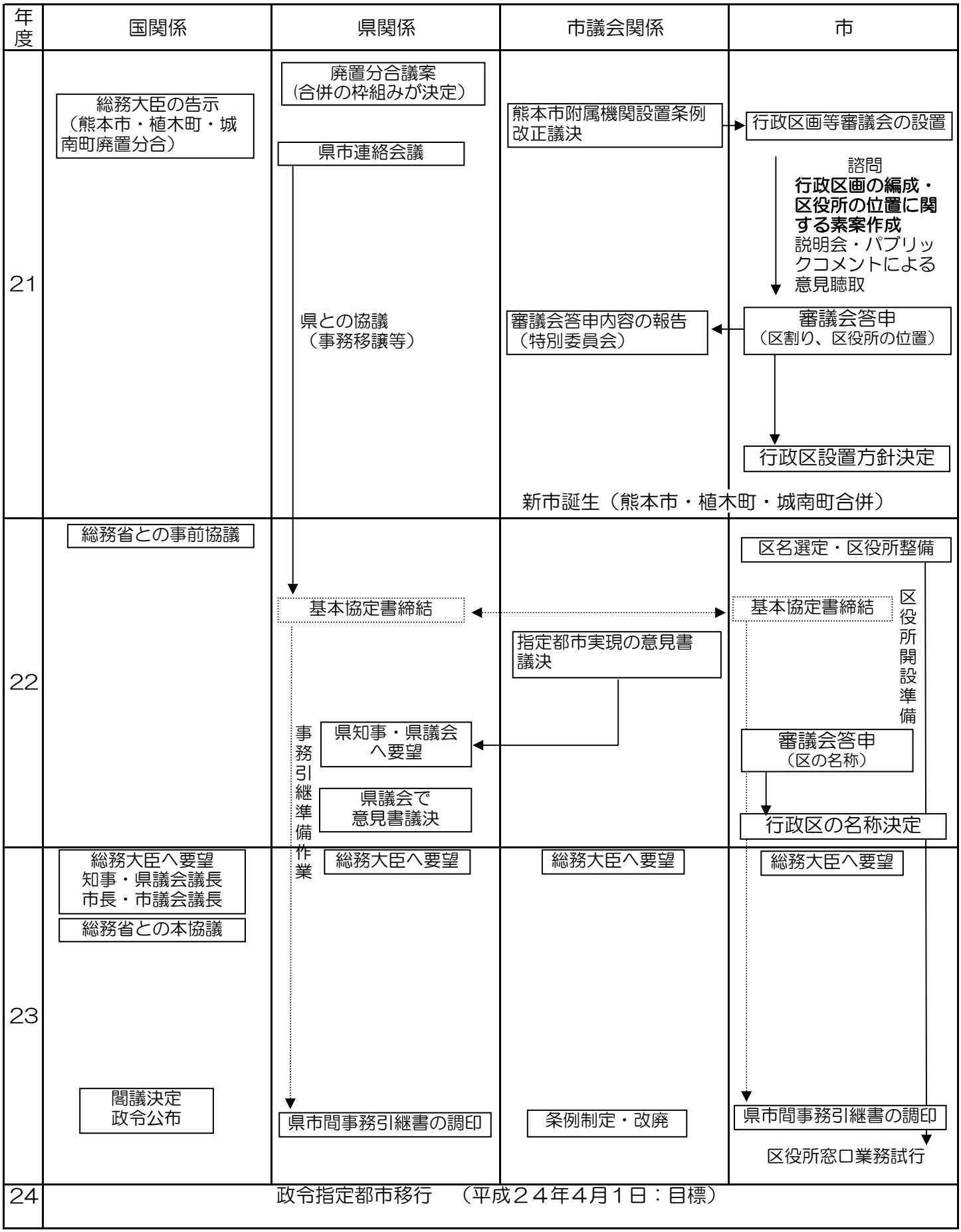

審議会スケジュール（案）

予定		審　議　事　項　等
平成21年度	第１回 １１月2日（月） 午前１０時～	○諮問（行政区画の編成及び区役所の位置について） ○審議会スケジュールについて ○政令指定都市制度について（概要説明） ○行政区画編成に当たっての留意点及び 　区役所位置の検討に当たっての留意点（既存政令指定都市の例）
	第２回　以降 １１月中旬～ ２月上旬	○区役所の機能について ○行政区画編成基準、区役所位置の決定方針 ○行政区画編成に当たっての留意点及び 　区役所位置の検討に当たっての留意点（熊本市：決定） ○熊本市の行政区画の編成及び区役所位置について ○熊本市の行政区画の編成及び区役所の位置に関する素案の作成 ◇市民説明会の実施 ◇パブリックコメントによる意見聴取 ○市民説明会、パブリックコメントの結果の概要について ○市民意見を踏まえた答申内容の検討 ○熊本市の行政区画の編成及び区役所の位置に関する答申について
	２月中旬	**行政区画の編成及び区役所の位置についての答申** ↓ **熊本市の行政区設置方針決定**
平成22年度	４月以降	○諮問（行政区の名称について） ○行政区名の選定について 行政区の名称の選定方法については審議会で審議 ↓ **行政区の名称についての答申** ↓ **熊本市の行政区名称決定**

（４）行政区画の編成及び区役所位置の検討に当たっての留　意　点　に　つ　い　て

（既存政令指定都市の例）

（４）　行政区画編成及び区役所位置の検討に当たっての留意点について（既存政令指定都市の例）

〇行政区画編成に当たっての留意点

既存の政令指定都市においては、次のような点に留意して行政区画の編成が行われている。

１　人口規模

行政区（以下「区」という。）の人口規模は、既存の政令指定都市の区の状況を参考としながら、きめ細かい行政サービスの提供と適切な行政効率との均衡、区の機能などを総合的に考え合わせ、各市とも概ね１０万人から２０万人程度を基準としている。

実態としては、区の人口は、およそ４万人から３１万人までの幅があり、１区当たりの平均人口はおよそ１５万人となっている。

２　面積規模及び地形・地物

区の面積規模については、人口、地形のほか、区役所までの時間距離等の地理的条件や交通体系といった実情に配慮されている。

実態としては、区の面積は、およそ４ｋ㎡から１，０００ｋ㎡超えまで各市の間で広狭の差が大きく、同じ市の中でも区間の差が見られる。

また、区の境界については、各市とも、一般的に認識しやすく、地域の歴史的な形成にも関わってきた河川などの明瞭な地形・地物に沿って設定することが望ましく、区は地理的に見て自然な形状となるようできる限り配慮するとしている。

３　地域コミュニティ及び通学区域

区における住民自治を尊重する観点から、町内会等の住民自治組織については、できるだけ区の区域の中に包摂して、その組織、活動単位等の大幅な再編成を必要としない区の編成とすること、また、市民の利便性や一体感の醸成等の観点から、区の区域が市民の日常生活圏域と適合することに配慮すべきとする市が多い。

通学区域（小学校区及び中学校区）は、地域住民の身近な生活圏域であり、地域コミュニティとしての性格にも鑑み、各市とも、校区を区の区域と一致させるよう配慮すべきとしている。

４　公共機関の所管区域及び選挙区（国・県）

市民の利便性や行政の効率性の観点から、各市とも、区の区域は、国・県等の公共機関（法務局、税務署、警察、郵便局等）の所管区域とできる限り整合性を確保することが望ましいとしている。

また、国・県の議員の選挙区についても、留意することが望ましいとしている。

○区役所位置の検討に当たっての留意点

既存の政令指定都市においては、次のような点に留意して区役所の位置が検討されている。

１　既存施設の活用

総合出先機関となる区役所には、その施設に一定程度の規模が求められるとする一方、政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備するため、行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要があるとしている市が多い。

２　用地確保の可能性

大都市行政における市民との協働や行政サービスの拠点となることから、区役所の用地はゆとりある広さが望ましく、また、公共交通体系等を踏まえ、駐車場の用地確保にも留意する必要があるとする一方、政令指定都市移行までの限られた期間内に適当な規模の用地が確保できる可能性があることを必要としている市が多い。

３　交通の利便性

区役所までの時間距離ができる限り短くなるよう、道路や鉄道、バスなど交通条件のよい位置が望ましいとしている市が多い。

４　市民の日常生活における利便性

住民の日常生活の利便性を高めるため、他の公共施設、国・県等の公共機関、商業・サービス機能が一定の水準で集積されている場所がのぞましいとしている市が多い。

（5）合併市町村の概要について

（２）　合併市町村の概要について

１　熊本市の沿革

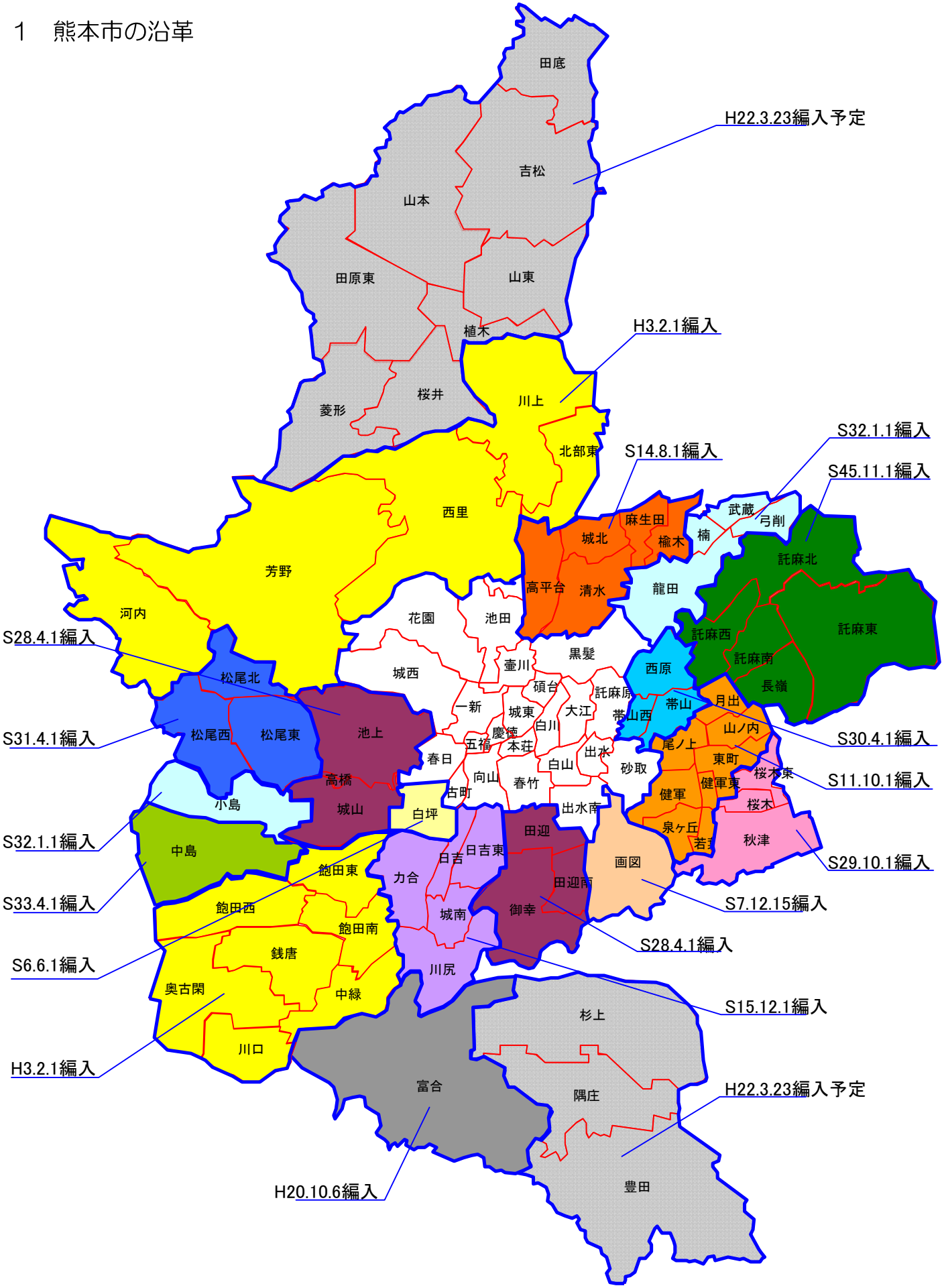

カテゴリ					
	大正以前の市域	23		昭和30.4.1編入	3
	昭和6.6.1編入	1		昭和31.4.1編入	3
	昭和7.12.15編入	1		昭和32.1.1編入	5
	昭和11.10.1編入	8		昭和33.4.1編入	1
	昭和14.8.1編入	4		昭和45.11.1編入	5
	昭和15.12.1編入	5		平成3.2.1編入	12
	昭和28.4.1編入	6		平成20.10.6編入	1
	昭和29.10.1編入	3		平成22.3.23編入予定	11

明治22年市制施行

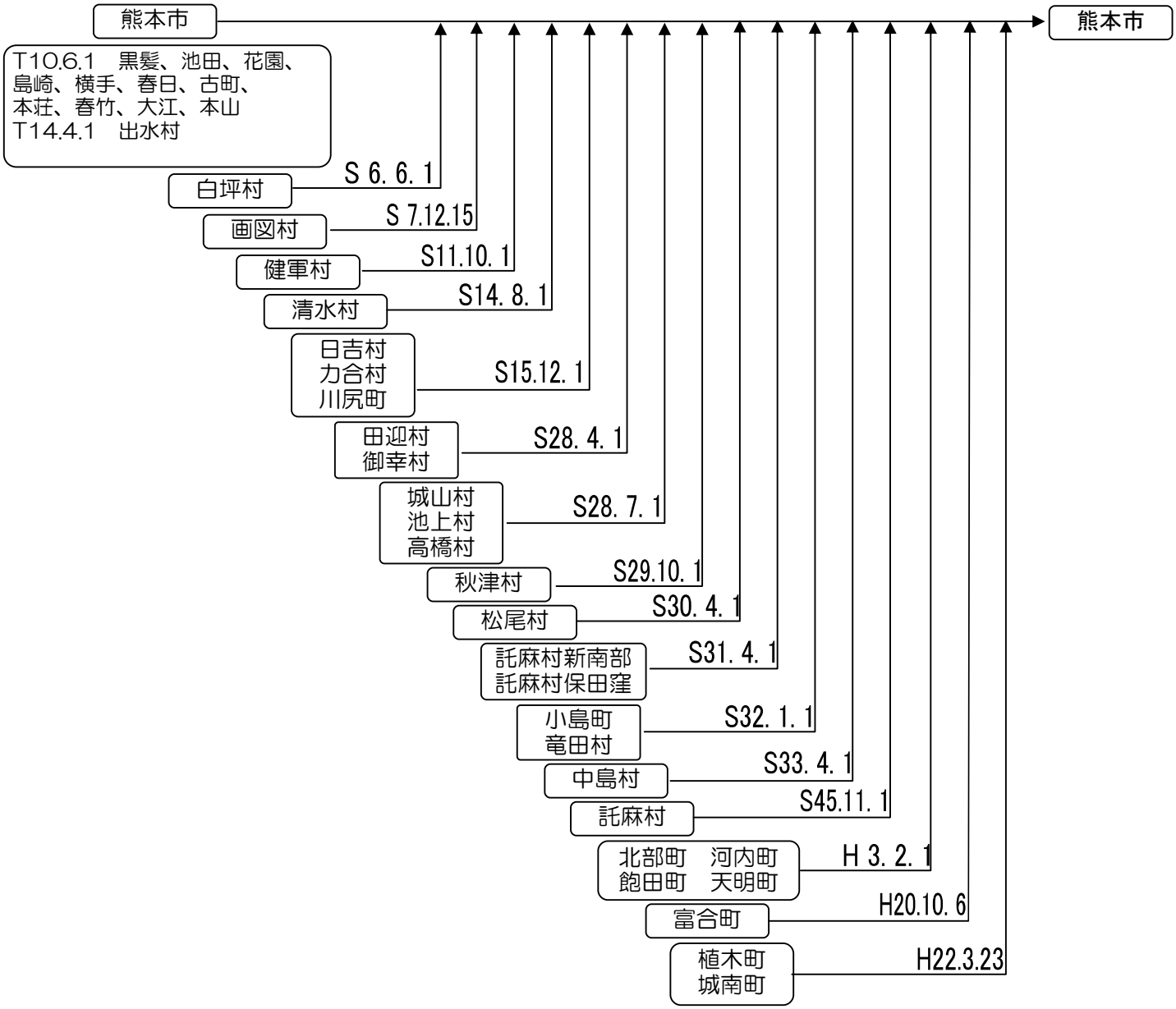

２　熊本市、旧富合町の概要

熊本県中央部に位置し、有明海に注ぐ坪井川、白川、緑川の３水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。

西側には有明海に面した海岸線が広がり、北西側は金峰山地、北側は台地、南側は木原山（通称：雁回山）を頂とする山系、東側は遠く阿蘇山地に囲まれる平野部が広がっており、豊かな自然に四方を囲まれた地形となっている。

人　　口	677,565 人 （うち旧富合町 7,962 人）
世　　帯	272,847 世帯 （うち旧富合町 2,317 世帯）
面　　積	286.81 ｋ㎡ （うち旧富合町 19.59　ｋ㎡）
人口密度	2,362.4 人/ｋ㎡ （うち旧富合町 406 人/ｋ㎡）
小学校数	82校 （うち旧富合町　1 校）
中学校数	38 校 （うち旧富合町　1 校）

３　植木町の概要

人　　口	30,772 人
世　　帯	9,736 世帯
面　　積	65.81 ｋ㎡
人口密度	467.6 人/ｋ㎡
小学校数	8校
中学校数	3校

熊本県の北西部、熊本市の中心から北へ 12km、古くから交通の要衝として発展した。中心部は台地になっており、その台地を避ける形で町域の西側を現在もＪＲ鹿児島本線がとおり、植木・田原坂の２駅が設置されている。

また、九州自動車道植木ＩＣがあるほか、国道３号、208号も走り県北の玄関口としての役割を担っている。

４　城南町の概要

熊本県のほぼ中央部に位置し、熊本市の南 13km の地点にある。

町の北端を東から西にかけて緑川が流れており、北部一体はその左岸にあたりほぼ平坦な地形をなしている。

町の中央部から東の方向にかけて舞原台地が広がっており、その台地と平担部の境を中心に町の中心市街地が広がっている。

町の中央を南東から北西の方向に浜戸川が流れており、その流域にも平担な水田地帯が形成されている。

町の南部一体はおだやかな丘陵地を形成する中山間的地域となっている。

人　　口	19,641 人
世　　帯	6,022 世帯
面　　積	36.88ｋ㎡
人口密度	532.6 人/ｋ㎡
小学校数	3校
中学校数	1 校

※平成 22 年３月 23 日誕生「新熊本市」の概要

人　　口	７２７，９７８人
世　　帯	２８８，６０５世帯
面　　積	３８９．５０ｋ㎡
人口密度	１，８６９人/ｋ㎡
小学校数	９３校
中学校数	４２校

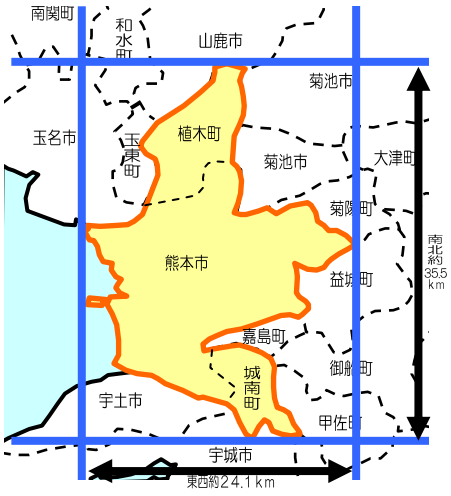

５　合併の経緯

平成１８年	５月１９日	熊本市・富合町合併準備協議会を設置（全４回）
平成１９年	１月５日	「熊本市・富合町合併（法定）協議会」を設置（全１２回）
	１０月３１日	熊本市・富合町合併調印式
	１１月１日	**富合町議会臨時会において熊本市との廃置分合関連議案が可決**
	１１月６日	**熊本市議会臨時会において富合町との廃置分合関連議案が可決**
	１２月１７日	**熊本県議会定例会において熊本市・富合町の廃置分合議案が可決**
平成２０年	１月１１日	熊本市・城南町合併任意協議会を設置（全６回）
	１月３０日	**総務省告示（熊本市・富合町）**
	４月１日	熊本市・植木町合併問題調査研究会を設置（全５回）
	１０月２日	「熊本市・城南町合併（法定）協議会」を設置（現在全７回）
	１０月６日	**新「熊本市」が誕生（富合町との合併）**
	１２月４日	「熊本市・植木町合併（法定）協議会」を設置（現在全７回）
平成２１年	６月２８日	植木町で「熊本市との合併の是非を問う住民投票」の実施（賛成多数）
		城南町で「熊本市との合併の賛否を問う住民投票」の実施（賛成多数）
	７月９日	**植木町議会臨時会において熊本市との廃置分合関連議案が可決**
	７月１０日	**城南町議会臨時会において熊本市との廃置分合関連議案が可決**
	７月１３日	**熊本市議会臨時会において植木町・城南町との廃置分合関連議案が可決**
	７月１７日	熊本県知事へ廃置分合及び合併特例区設置認可申請書を提出
	９月１４日	**熊本県議会定例会において熊本市・植木町及び熊本市・城南町の廃置分合議案が可決**
	１０月１６日	**総務省告示（熊本市・植木町・城南町）**

（６）合併協議会からの協議結果及び報告について

協議第２７号

政令指定都市移行に関する事項について（その２）

政令指定都市移行に関する事項について承認を求める。

平成２１年　４月２０日　提出

熊本市・植木町合併協議会会長　幸　山　政　史

政令指定都市移行に関する事項について
１　区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。 行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

平成２１年　５月２５日　　原案承認　・　修正承認　・　継続審議

「熊本市・城南町合併協議会」における「行政区編成」についての報告

平成 21 年 5 月 22 日に開催されました第 7 回熊本市・城南町合併協議会において、城南町の委員より「城南町の合併検討委員会において旧富合町と城南町の地域を一つの地域（行政区）として、区役所を設置していただきたい」との意見がありましたので、報告いたします。